



今月の特集：外国人旅行者向け免税店制度が変わります

### 【巻頭メッセージ】

昨夜のニュースによれば、東京のソメイヨシノは、今日(27日)、満開を迎えるとのこと。事務所近くの上智大学沿いの桜も美しく咲いています。

他方、花より団子、いや“酒”派の私としては、令和7BY※の新酒が気になる季節でもあり、今月は3月1日に開催された「第9回久留里新酒まつり」、8日の「にいがた酒の陣2026」、15日の「発酵の里こうざき酒蔵まつり2026」に出没してきました。

いずれのイベントも満員電車並みの人出であったことだけでなく、若い方と女性の参加者が多いことにも驚かされました。少子高齢化や嗜好の多様化など、日本におけるアルコール市場低迷が嘘のように盛況でした。

こうした盛況ぶりを見ると、酒類市場はむしろ活気づいているようにも感じられますが、実際には国内全体の消費量は減少傾向にあり、酒類業界は構造的な課題に直面しています。こうした中、国税庁では日本酒、焼酎、国産ワインなどの魅力を広く発信し、消費拡大につなげるための様々な取組を進めています。

具体的には、海外展開の支援や輸出促進、ブランド価値の向上に向けた情報発信、酒蔵と地域を結びつけた観光振興、さらには若手人材の育成支援など、多角的な施策が展開されています。特に日本酒は海外での評価も高まりつつあり、新たな需要の掘り起こしが期待されています。

昨年勤務していた高松国税局管内においても、海外富裕層をターゲットにした高級志向の日本酒造りに取り組んでいる酒蔵が複数ありました。

国内は需要減少？ いやいや、飲む人はしっかりいます。

個人的な意見ですが、日本酒需要低迷の一因として、飲食店の飲み放題にもあるのではないのでしょうか？ 最近は飲み放題の日本酒もそれなりに飲めますが、時には手強い相手に遭遇することもありますので、日本酒 ≡ 飲みたくないお酒、こんなイメージを持つ方を生み出してしまっている気がします。

老若男女を問わず、美味しい日本酒に出会えば、きっと日本酒(清酒)が好きになると確信しています。

日本酒に限らず、焼酎でもワインでも、良いお酒をきちんと届けることが出来れば必ず評価されるはずで



皆さま、今宵も楽しい花見に出かけましょう！

※ 「BY (Brewery Year=酒造年度)」とは、酒類の製造管理上の区分で、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間をいいます。例えば「令和7BY」は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間を指し、この間に上槽(しぼり)された日本

酒が該当します。現在出回っている新酒の多くは、この令和7BYのものです。

### 【外国人旅行者向け免税店制度が変わります】

百貨店や家電量販店、ドラッグストア、観光地の土産物店などで「免税（TAX FREE）」の表示を目にする機会が多いと思います。

これは「輸出物品販売場制度」と呼ばれる制度で、外国人旅行者等が日本国内で購入した物品について、一定の要件を満たす場合に消費税を免除するものです。

現行制度の特徴は、「販売時点で消費税を課さない（事前免税）」という仕組みにあります。免税店はパスポート確認等を行ったうえで、消費税相当額を含めずに販売し、その後、購入者が国外へ持ち出すことを前提に免税を適用しています。

しかし、このような「事前免税方式」は、購入後に国内で転売するなどの不正が生じやすい構造となっており、制度の適正な運用が課題とされてきました。実際、免税制度を悪用した組織的な不正事案、例えば、外国人旅行者等のパスポートを悪用し、免税店で携行品としてはおよそ持ち出せないような量の商品を免税購入し、近くで待機しているバイヤー（と思われる者）に引き渡すなどして転売する、そういった不正事案が複数確認されており、国税当局や税関において取締りが強化されています。

ただし、制度上、購入後に出国しようとする旅行者を拘束することは困難であり、出国時に持出確認ができなかった場合の追跡にも限界があるなど、執行面での制約が指摘されていました。

こうした状況を踏まえ、令和7年度税制改正において制度の抜本的な見直しが行われ、令和8年11月1日からは、諸外国と同様

の「リファンド方式（還付方式）」へ移行することとされています。

現行制度からの主な変更点は、

- ① 免税店は、税込価格（課税）で販売
  - ② 外国人旅行者等は、購入から90日以内に税関で持出し確認を受ける
  - ③ 免税店は、販売情報等（購入記録情報）及び税関による持出し確認の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用が確定
  - ④ 免税店は、③の確認後、外国人旅行者等に対して消費税相当額を返金（リファンド）
- の4点です。

リファンド方式では、旅行者は購入時にいったん消費税を含めた金額で商品を購入し、出国時に税関で当該物品の持出確認を受けたうえで、一定の手続を経て還付（リファンド）を受ける仕組みとなります。これにより、「実際に国外へ持ち出されたこと」を確認した後に免税が確定するため、不正利用の抑止が期待されています。

もともと、新制度への移行に伴い、事業者・旅行者双方において留意すべき点も少なくありません。例えば、免税店においては、販売時の対応に加え、還付手続に関する案内やシステム対応が必要となる可能性があります。また、旅行者にとっても、出国時の手続を失念すると還付を受けられないといったリスクが生じます。

このように、外国人旅行者向け免税制度は、「事前免税」から「事後還付」へと大きく転換されることとなります。制度の趣旨

は、消費税が「国内消費に課税する税」という性格（消費地課税主義）を踏まえた国境税調整にあります。その実務的な運用は大きく変わります。

今後、国税庁から公表される詳細な Q&A や運用指針にも留意しつつ、制度変更への適切な対応が求められます。

## 【「とくしまマラソン 2026」走ってきました！】



12月の「NAHA マラソン」、2月の「愛媛マラソン」、「熊本城マラソン」に続き、3月22日、今シーズン最後のフルマラソンとなる「とくしまマラソン」を走ってきました！

グロス3時間46分8秒、ネット3時間45分38秒という個人的にはやや悔しさの残る結果ではありますが、今シーズンのベストタイムとなりました。

### 「走った距離は裏切らない」（野口みずき）

この言葉を胸に、来シーズンに向けて練習に励みたいと思います。



前日の21日は新月前後の大潮にあたり、ちょうど正午過ぎの潮流が強まる時間帯に、鳴門海峡の渦潮を見てまいりました。



## 予算の年度内成立か、暫定予算か・・・

本日、政府は暫定予算案を閣議決定。異例の2月総選挙の影響で、令和8年度予算の年度内成立には黄信号が灯っています。

与党は「何としても年度内成立を」と土曜日審議を提案。一方の野党は、「そもそもこの事態は1月解散を決めた首相の責任」としてこれを拒否し、「丁寧で十分な審議こそ必要」と主張。なかなかの“にらみ合い”が続いています。

ただ、外野の一市民（兼・バットマン）としては、少し首をかきあげてしまいます。責任の所在を巡る議論も大切なのですが（それはそれとして）、それによって予算が成立するわけでもなく、国民生活が前に進むわけでもありません。

国会議員お一人お一人が、新年度予算が国民生活にとって重要だと考えるのであれば、責任問題とは切り離し、土日であっても、あるいは夜を徹してでも、必要な審議を尽くすことはできないものかと思うのは、私だけでしょうか。

※ なぜ「バットマン」なのかについては、当事務所のWebサイト「バットマンの暮らしと税の徒然日記」にてご紹介しています。Webサイト：<https://uetake-tax.com>